

第36回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2025年11月27日（木曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

名古屋市東区葵3-16-16

ホテルメルパルク名古屋 2階瑞雲東

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/8904/>



株主の皆様へ

平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社を取り巻く事業環境は、長引くインフレによって、住宅の第一次取得者層の住宅取得マインドの低迷が長期化し、戸建住宅事業を中心とする実需向け事業の苦戦が続いてきました。今後の見通しについても、少子高齢化による世帯数の減少が見込まれる中、不安定な経済、社会情勢により予測が難しい状況が続いております。

このような環境下において、当社は長期ビジョンとして掲げる「総合不動産サービス」の実現に向け、戸建住宅商品の拡充に加え、不動産流通事業や一般請負工事事業などの強化に注力してまいりました。さらに、新たに策定した「中期経営計画2028」では、現在直面している経営課題の解決に向け、苦戦が続く戸建住宅事業を中心とする「収益性の改善」とVISION2030の実現に向けた「売上・利益の成長回帰」を重要課題として、新たな施策を推進しつつ、業容の拡大と企業価値向上を目指してまいります。

引き続き株主の皆様のご期待に沿えるよう、長期ビジョンに掲げる「総合不動産グループ」への進化と持続的成長の実現に向け、尽力してまいります。今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社AVANTIA

代表取締役社長 **沢田康成**



証券コード8904
(発送日) 2025年11月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年10月31日

株 主 各 位

名古屋市中区錦二丁目20番15号
広小路クロスタワー12階
株式会社 AVANTIA
代表取締役社長 沢 田 康 成

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

■ 当社ウェブサイト

https://avantia-g.jp/corp/ir/library/shareholder_report.html



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IR資料室」「株主向け報告書」を順に選択いただき、ご確認ください。)

■ 株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8904/teiji/>



■ 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「AVANTIA」または「コード」に当社証券コード「8904」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただきまして、2025年11月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

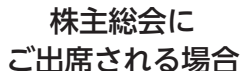
1 日 時	2025年11月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	名古屋市東区葵3-16-16 ホテルメルパルク名古屋 2階瑞雲東
3 目的事項	報告事項 1. 第36期（2024年9月1日から2025年8月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第36期（2024年9月1日から2025年8月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前ページに掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りしておりますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」



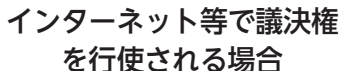
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

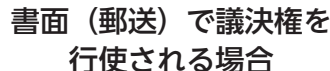
2025年11月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年11月26日（水曜日）
午後6時入力完了分まで



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年11月26日（水曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

[illegible]

・こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合

- 反対する場合

第2号議案

- 全員賛成の場合

- 全員反対する場合

一部の候補者を

反對 9 の場合

≫ 「賛」の欄に○印

≫ 「否」の欄に○印

≫ 「替」の欄に○印

≫ 「否」の欄に○印

≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

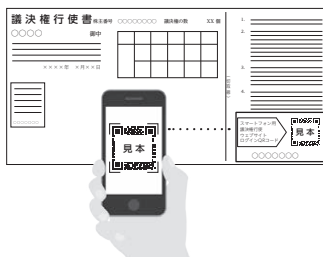
- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

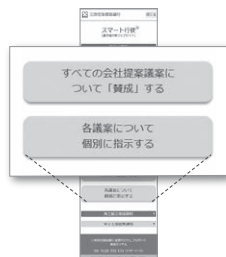
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

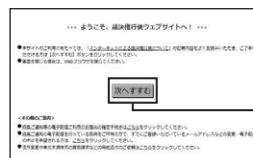
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

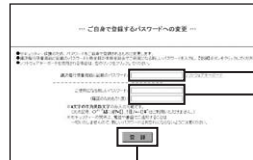
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第 1 号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業内容を明確にするため、定款第 2 条（目的）に事業目的を追加するものであります。
また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款		変更案	
第 1 条	（条文省略）	第 1 条	（現行どおり）
（目的）		（目的）	
第 2 条	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
	1. <u>土木建築工事の設計、施工及び請負</u>		1. <u>土木工事の設計、施工、工事監理及び請負</u>
	（新設）		<u>2.建築物の設計、施工、工事監理及び請負</u>
	<u>2.不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介</u>		<u>3.不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介</u>
	<u>3.損害保険代理業及び生命保険代理業</u>		<u>4.損害保険代理業及び生命保険代理業</u>
	<u>4.前各号に附帯する一切の業務</u>		<u>5.前各号に附帯する一切の業務</u>
第 3 条～第44条	（条文省略）	第 3 条～第44条	（現行どおり）

第2号議案

取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制効率化のため2名を減員し、社外取締役3名を含む、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位及び担当	取締役会 出席回数 (第36期)
1	さわ だ やす なり 沢 田 康 成	代表取締役社長	再 任13回/13回 (100%)
2	おか もと りょう 岡 本 亮	取締役開発本部長	再 任13回/13回 (100%)
3	ひ ぐち しょう じ 樋 口 昭 二	取締役管理本部長	再 任13回/13回 (100%)
4	き ろ ば たけし 木呂場 岳	取締役営業本部長	再 任10回/10回 (100%)
5	ゆ はら えつ こ 湯 原 悦 子	社外取締役	再 任社 外独立役員13回/13回 (100%)
6	まつ しま みのる 松 島 穰	社外取締役	再 任社 外独立役員13回/13回 (100%)
7	か とう てつ ろう 加 藤 徹 朗	社外取締役	再 任社 外独立役員13回/13回 (100%)

【ご参考】 取締役候補者のスキル・マトリックス

当社グループは長期ビジョンとして「お客様・地域・社会に寄り添い、あらゆる不動産ニーズを解決する企業集団となる」ことを目指しております。

長期ビジョンの実現に向けた中長期的な経営戦略、事業戦略に照らし、当社指名報酬委員会は取締役会がその経営監督機能、モニタリング機能を発揮するために求められるスキル（知識・経験・能力）を特定し、これらのスキルの多様性、バランスを考慮した上で、指名報酬委員会による審議、答申に基づいて取締役候補者を選定しております。

本議案をご承認いただけた場合の新経営体制におけるスキル・マトリックスは、次のとおりであります。

	氏 名				企業経営 経営戦略	建設 不動産業界	財務 ファイナンス	コーポレート ガバナンス リスク管理	総合不動産 サービス 新規事業開発 M&A	新規市場 (地域)開拓 マーケティング	サステナ ビリティ
1	さわ	だ	やす	なり	○	○			○		○
2	おか	もと	りょう	亮	○	○				○	
3	ひ	ぐち	しょう	じ			○	○			○
4	き	ろ	ば	たけし		○			○	○	
5	ゆ	はら	えつ	こ				○			○
6	まつ	しま	みのる	穰	○			○			○
7	か	とう	てつ	ろう	○		○		○		

(注) 上記は各候補者の有する全ての専門性・知見を示すものではありません。

候補者番号 1

沢田 康成 (さわだ やすなり)

再任



生年月日

1971年5月4日生

当社取締役在任期間

19年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

13回/13回（100%）

所有する当社の株式の数

328,800株

略歴、当社における地位及び担当

1990年2月 当社入社

2003年10月 当社執行役員営業部長

2006年11月 当社取締役執行役員営業本部長

2011年11月 当社常務取締役営業本部長

2017年11月 当社代表取締役副社長営業本部長

2018年9月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、当社設立直後に入社して以来、戸建住宅事業の成長を牽引し、代表取締役社長就任以降も強いリーダーシップと決断力により、様々な経営課題に取り組み、当社グループの事業拡大や発展に貢献してまいりました。これまでの当社経営に関する豊富な経験や見識を活かし、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2

岡本 亮 (おかもと りょう)

再任



生年月日

1973年4月30日生

当社取締役在任期間

6年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

13回/13回（100%）

所有する当社の株式の数

29,200株

略歴、当社における地位及び担当

1998年4月 当社入社

2010年9月 当社企画開発部長

2018年9月 当社執行役員企画開発部長

2019年11月 当社取締役執行役員企画開発部長

2021年11月 当社取締役開発本部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、住宅や不動産商品の企画、開発、プロモーション及びマーケティングの責任者としての実績を重ね、事業戦略の側面から当社の成長と発展に貢献してまいりました。今後も新たな商品の開発、事業の展開、ブランディングなどを通じて、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 3

樋口 昭二 (ひぐち しょうじ)

再任



生年月日

1965年9月10日生

当社取締役在任期間

4年(本総会終結時)

取締役会への出席状況

13回/13回(100%)

所有する当社の株式の数

16,400株

略歴、当社における地位及び担当

1988年4月 株式会社十六銀行入行

2019年1月 同行多治見支店長

2020年4月 当社出向企画開発部次長

2020年11月 当社総務部長

2021年4月 当社入社

2021年11月 当社取締役管理本部長(現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、金融機関で培った幅広い経営管理の知識と経験を基に、当社グループの組織管理や財務管理、リスク管理などの経営基盤の強化に貢献してまいりました。今後も当社グループの経営基盤を一層強化し、当社の持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 4

木呂場 岳 (きろば たけし)

再任



生年月日

1965年5月9日生

当社取締役在任期間

1年(本総会終結時)

取締役会への出席状況

10回/10回(100%)

所有する当社の株式の数

2,500株

略歴、当社における地位及び担当

1990年4月 住友林業株式会社入社

2016年8月 日本住宅株式会社入社

2018年1月 同社常務取締役営業本部長

2019年9月 ケイアイスター不動産株式会社

入社 執行役員

2022年11月 I K I 株式会社

(現 ケイアイスター不動産株式会社) 代表取締役

2023年8月 ケイアイネットクラウド株式会社
(現 ケイアイスター不動産株式会社) 代表取締役

2024年9月 当社入社 執行役員東京本部長

2024年11月 当社取締役営業本部長(現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、長年住宅業界に従事する中で、建築分野に精通するだけでなく、マーケティングや営業組織の整備、経営管理等の領域を含め、企業経営者として豊富な経験を有しております。現在、当社が長期ビジョンに掲げる「総合不動産サービス」の提供に向け、多様な領域における豊富な知識と経験を活かし、新たな事業領域の開拓と企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 5

湯原 悦子 (ゆはら えつこ)

再任 社外 独立役員



生年月日
1970年2月12日生
当社社外取締役在任期間
4年（本総会終結時）
取締役会への出席状況
13回/13回（100%）
所有する当社の株式の数
5,200株

略歴、当社における地位及び担当

1992年4月	株式会社福武書店 （現 株式会社社ベネッセホールディングス）入社	2021年5月	名古屋市再犯防止推進会議座長（現任）
2001年4月	日本学術振興会特別研究員	2021年6月	豊田市再犯防止推進委員会委員長（現任）
2004年4月	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科講師	2021年11月	当社社外取締役（現任）
2007年4月	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	2022年5月	知多地域権利擁護支援センター理事（現任）
2010年7月	日本ケアラー連盟理事	2023年8月	日本ケアラー連盟代表理事
2018年4月	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授（現任）	2024年6月	NPO法人くらし応援ネットワーク顧問（現任）
		2025年3月	豊田市養護者による高齢者虐待に係る再発防止等検討委員会委員長（現任）
		2025年6月	日本ケアラー連盟理事（現任）

重要な兼職の状況

日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授	NPO法人くらし応援ネットワーク顧問
名古屋市再犯防止推進会議座長	豊田市養護者による高齢者虐待に係る再発防止等検討委員会委員長
豊田市再犯防止推進委員会委員長	日本ケアラー連盟理事
知多地域権利擁護支援センター理事	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、地域福祉や高齢者問題を専門とする大学教授としての豊富な知識を有しており、高齢者や若者、女性など多様な観点から当社経営に有益な助言や提言をいただいております。そのため、独立かつ公平な立場から、当社の企業価値向上やダイバーシティ推進に資すると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者番号 6

松島 穰 (まつしま みのもる)

再任 社外 独立役員



生年月日
1973年8月27日生
当社社外取締役在任期間
3年（本総会終結時）
取締役会への出席状況
13回/13回（100%）
所有する当社の株式の数
11,500株

略歴、当社における地位及び担当

1992年4月	株式会社日建エンジニアリング入社	2021年4月	学校法人聖徳学園評議員（現任）
1996年7月	株式会社東亜ハイウエイガード入社	2022年11月	当社社外取締役（現任）
1998年11月	有限会社エコシステム （現 日本エコシステム株式会社） 設立 代表取締役社長（現任）	2022年12月	日本ベンダーネット株式会社 代表取締役会長
2015年11月	サテライトー宮株式会社代表取締役	2023年1月	葵電気工業株式会社代表取締役
2017年5月	日本ベンダーネット株式会社代表取締役	2023年10月	OT S株式会社代表取締役（現任）
2019年12月	同社取締役	2024年11月	公益財団法人松島スポーツ財団 代表理事（現任）

重要な兼職の状況

日本エコシステム株式会社代表取締役社長	OT S株式会社代表取締役
学校法人聖徳学園評議員	公益財団法人松島スポーツ財団代表理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、現職の上場企業経営者として、豊富な経験と知識を有しており、コーポレートガバナンスやサステナビリティなど多岐にわたる視点から、企業価値の向上に寄与する助言や提言をいただいております。そのため、独立かつ公正な立場から、当社の企業価値向上、サステナビリティ経営の推進、コーポレートガバナンスの強化等に資すると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。



生年月日

1965年2月1日生

当社社外取締役在任期間
3年（本総会終結時）

取締役会への出席状況

13回/13回（100%）

所有する当社の株式の数

1,900株

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4 月	公認会計士加藤猛事務所入所	2017年10月	株式会社 agricoeules 代表取締役（現任）
2005年 6 月	加藤徹朗税理士事務所設立 所長		
2012年 1 月	税理士法人青葉会設立 代表社員（現任）	2022年 4 月	株式会社中明勇貴会計事務所 代表取締役（現任）
2015年11月	ORCAコンサルティング株式会社 設立 代表取締役（現任）		株式会社AOBA代表取締役（現任）
2017年 6 月	株式会社シナ忠代表取締役（現任）	2022年11月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

税理士法人青葉会代表社員	株式会社 agricoeules 代表取締役
ORCAコンサルティング株式会社代表取締役	株式会社中明勇貴会計事務所代表取締役
株式会社シナ忠代表取締役	株式会社AOBA代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、税理士としての専門的な知識とM&Aを得意とするコンサルティング会社の経営経験から、財務管理や経営管理などの観点から幅広く有益な助言や提言をいただいております。そのため、独立かつ公正な立場から、当社の企業価値向上、財務及び資本面での経営基盤の強化、コーポレートガバナンスの強化などに貢献できると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 湯原悦子、松島穰、加藤徹朗の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は湯原悦子、松島穰、加藤徹朗の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任に関し、善意でかつ重大な過失がないときには、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、3氏が原案どおり再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する「役員等賠償責任保険（D&O保険）契約」を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が補填されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなどの一定の免責事由があります。各候補者が選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 湯原悦子、松島穰、加藤徹朗の3氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は3氏を独立役員として両取引所に届け出ております。3氏が原案どおり再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

本総会終結の時をもって、監査役中村昌弘氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

中村 昌弘

(なかむら まさひろ)

再任

社外

独立役員



生年月日

1952年2月28日生

当社社外監査役在任期間
8年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
13回/13回（100%）

監査役会への出席状況
15回/15回（100%）

所有する当社の株式の数
3,000株

略歴、当社における地位

1974年4月 株式会社名古屋相互銀行
（現 株式会社名古屋銀行）入行
2001年6月 株式会社名古屋銀行システム部長
2003年6月 同行執行役員事務システム部長
2005年6月 同行取締役事務システム部長
2007年6月 同行常務取締役
2009年6月 同行専務取締役
2011年4月 同行取締役副頭取
2013年6月 同行取締役頭取

2017年6月 同行相談役
公益財団法人銀グリーン財団
評議員（現任）
2017年11月 当社社外監査役（現任）
2024年4月 尾張旭市公平委員会委員（現任）
2025年6月 学校法人東海学園理事（現任）
2025年7月 J S B テック株式会社社外取締役
（現任）

重要な兼職の状況

公益財団法人銀グリーン財団評議員
尾張旭市公平委員会委員

学校法人東海学園理事
J S B テック株式会社社外取締役

社外監査役候補者とした理由

同氏は、金融機関の経営者として培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務会計及び経営全般にわたり、客観的かつ公正な立場からの確かな助言・提言を行っております。今後も当社の健全な経営及び監査機能の充実に寄与いただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 中村昌弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中村昌弘氏は、社外監査役候補者であります。
3. 中村昌弘氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社名古屋銀行の業務執行者であったことがあり、その地位は上表「略歴、当社における地位」に記載のとおりであります。なお、同氏は2018年6月に同社を退職しております。
4. 当社は中村昌弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任に関し、善意でかつ重大な過失がないときには、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、同氏が原案どおり再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する「役員等賠償責任保険（D&O保険）契約」を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が補填されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなどの一定の免責事由があります。中村昌弘氏が選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者を含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 中村昌弘氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として両取引所に届け出ております。同氏が原案どおり再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

以 上

事業報告

(2024年9月1日から 2025年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

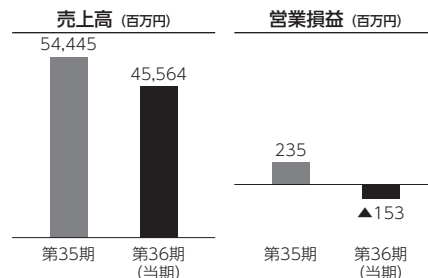
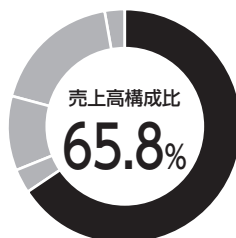
当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇等の影響を受け個人消費などに足踏みが残るものの、堅調な企業収益やインバウンド需要を背景に総じて緩やかな回復基調で推移しました。一方で、先行きについては雇用・所得環境の改善が見込まれつつも、物価高の長期化による消費者マインドの下振れが個人消費に及ぼす影響や、国内外の政策動向及び通商政策等による影響が国内景気を下押しするリスクとして懸念され、金融市場の動向を含めて引き続き注視する必要があります。

当住宅・不動産業界におきましては、地価や建築コスト上昇に伴う住宅価格の高止まりや消費者物価の上昇等を背景に実需層の住宅取得マインドは都市部を中心に依然として慎重な動きとなっており、住宅ローン金利の動向や所得環境の見通しにも不透明感が続いております。一方で、都心部を中心に富裕層や不動産投資家向けの市場や都市部近郊の中古住宅市場におきましては引き続き堅調に推移する見通しです。

このような状況の下、当社グループは長期ビジョンで目指す「総合不動産サービス」の提供に向け、コア事業である戸建住宅事業を中心に、様々な商品・サービスの開発を推進してまいりました。とりわけ、当社グループのコア事業である戸建住宅事業におきましては、主たる顧客層である住宅の第一次取得者層の住宅取得マインドが低迷する中、量的・質的な在庫の適正化に努めるとともに、販売用地の取得から建売住宅の販売に至るまでの期間において、切れ目なく提案可能な商品群の充実を図ることで、販売機会の増大に向けた施策を展開してまいりました。また、当社が蓄積、保有する多様な不動産商品、サービス、ノウハウを活用し、地域の不動産会社との協働による新たなサービスの提供を開始し、顧客接点の拡大に取り組んでまいりました。

当社グループの各セグメントの状況は次のとおりです。

戸建住宅事業

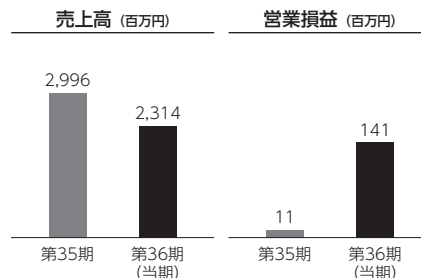
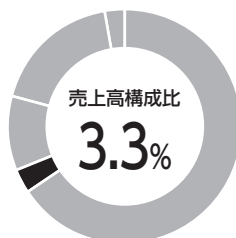


当社グループにおけるコア事業として、新築の戸建住宅、分譲用地の販売に加え、注文住宅の請負等を行っております。

当連結会計年度におきましては、物件価格の上昇・高止まりが続く中、実需の中心である第一次取得者層の住宅取得マインドには消極さが目立ち、当社の想定を上回る戸建住宅市場の需要低迷が長期化しておりました。

このような厳しい市場環境下において、当社は販売用地取得後の販売機会拡大を目指し、商品構成の充実や販売チャネルの多様化に取り組んでまいりました。また、需要低迷による在庫滞留を防ぐため、物件の入れ替えを進め、在庫の量的・質的な適正化を図ることで、安定的な収益確保に向けた体制整備に注力してまいりました。このような取り組みの下、顧客からの反響を含む販売状況は、下期以降に徐々に回復し、獲得利益についても改善傾向を確認するに至りましたが、上期までの受注の低迷の影響が大きく、当連結会計年度の売上高は455億64百万円（前期比16.3%減）、営業損失は1億53百万円（前期は2億35百万円の営業利益）となりました。

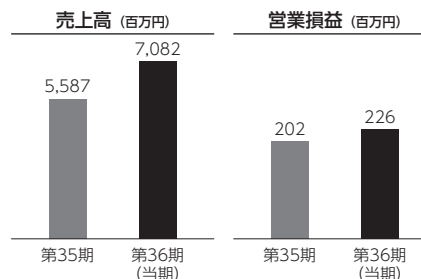
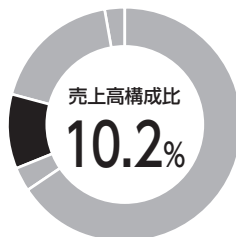
マンション事業



名古屋市を中心とする利便性の高いエリアに限定した新築の分譲マンションの企画、販売を行い、好立地物件に対する顧客の反響には底堅さが続いておりましたが、物価高や建築コストの上昇に伴う物件価格の高騰を背景として、販売状況の濃淡が激しくなりました。

当連結会計年度におきましては、計画物件の販売に対して需要の動きに慎重さが見られる中、受注・引渡ともに若干計画を下回る水準となりました。しかしながら、戸当たり利益については計画水準を維持し、加えて販売コストの削減にも努めた結果、当連結会計年度の売上高は23億14百万円（前期比22.7%減）、営業利益は1億41百万円（前期比1145.4%増）となりました。

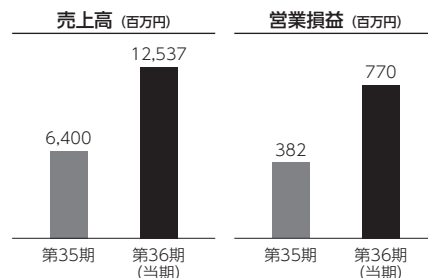
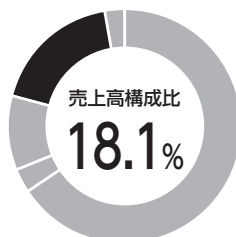
一般請負工事事業



当社連結子会社である、ジェイテクノ株式会社、株式会社巨勢工務店、株式会社宇戸平工務店の3社がそれぞれの地域の老舗工務店として、高い技術力と豊富な建築実績を活かし、建築工事や土木工事等を展開しております。また、これらの会社は当社グループの戸建住宅事業に関する造成工事や建築工事の内製化を進めることでグループ間のシナジー創出にも貢献しております。

当連結会計年度におきましては、民間工事を中心として受注獲得に努め、適切な工事監理のもと概ね前期並みの業績を確保し、当連結会計年度の売上高は70億82百万円（前期比26.8%増）、営業利益は2億26百万円（前期比12.0%増）となりました。

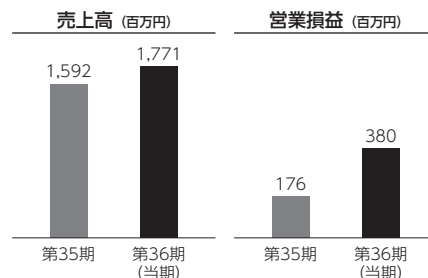
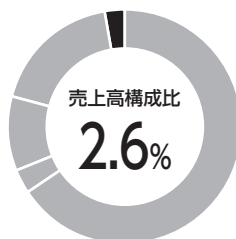
不動産流通事業



不動産流通事業は、主に実需向けの中古戸建住宅、中古区分マンション及び富裕層や投資家を対象とした希少性の高い中古区分マンション等を扱い、リフォームやリノベーションを行うことにより付加価値を高めた物件として販売しております。また、投資や事業活動を目的とした事業用物件として、収益物件やオフィスビル、事業用地等の売買をしております。不動産流通事業は、今後当社グループにおける重要な収益基盤と認識しており、現在積極的な経営資源の投下と育成に努めております。

当連結会計年度におきましては、新築戸建住宅、新築分譲マンションの物件価格の上昇、高止まりを背景として、比較的割安な中古住宅に対する実需層の関心が高まり、首都圏を中心に展開する中古区分マンションの販売は堅調に推移しました。また、富裕層、投資家向け物件として東京23区中心部で展開する高額物件の売買もおおよそ想定規模の実績となり、当連結会計年度の売上高は125億37百万円（前期比95.9%増）、営業利益は7億70百万円（前期比101.1%増）となりました。

その他の事業

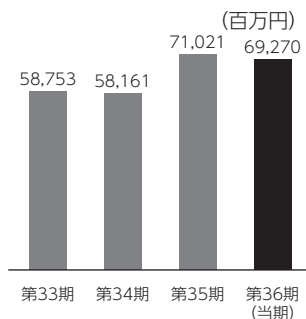


その他の事業では、当社グループが長期ビジョンで目指す「総合不動産サービス」の展開に向け、主にリフォーム工事や不動産仲介等、戸建住宅事業等の周辺分野の開拓、育成を進めております。当連結会計年度の売上高は17億71百万円（前期比11.3%増）、営業利益は3億80百万円（前期比115.3%増）となりました。

以上の結果、売上高は692億70百万円（前期比2.5%減）、営業利益は13億13百万円（前期比38.7%増）、経常利益は11億46百万円（前期比24.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億39百万円（前期比8.5%増）となりました。

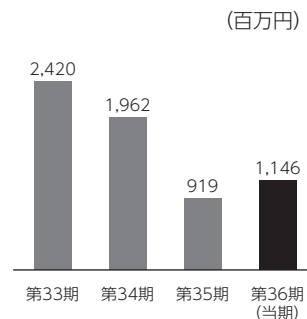
●売上高

69,270百万円
(前期比2.5%減)



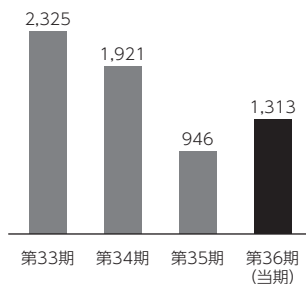
●経常利益

1,146百万円
(前期比24.7%増)



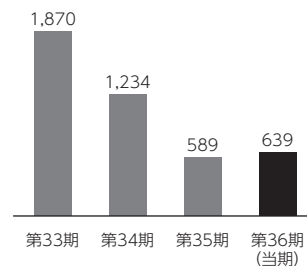
●営業利益

1,313百万円
(前期比38.7%増)



●親会社株主に帰属する当期純利益

639百万円
(前期比8.5%増)



セグメント別受注高・売上高及び受注残高実績

(単位：百万円)

区 分	当期受注高	当期売上高	受 注 残 高
戸建住宅事業	44,105	45,564	9,031
マンション事業	2,682	2,314	395
一般請負工事事業	7,575	7,082	4,891
不動産流通事業	11,248	12,537	179
その他の事業	1,811	1,771	230
合 計	67,423	69,270	14,729

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額79百万円であります。その主なものは、営業所の新設・改修等44百万円、P C等の購入19百万円及び車両の購入等14百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの主要事業である住宅分野におきましては、少子高齢化や人口・世帯数の減少により、将来的に新築住宅の需要が縮小していくことが見込まれております。また、人口減少及び偏在等による地域社会構造の変化、デジタル革命の加速、激甚化・頻発化する自然災害やグリーン社会の実現に向けた動きなどを背景に、持続可能な社会課題の解決に対する企業の役割は、今後ますます重要になるものと認識しております。

一方、当社グループにおきましては、実需の住宅事業低迷が想定以上に深刻化、長期化したことを受け、主力の戸建住宅事業の業績が低下し、当初の計画を下回る結果となりました。この結果を踏まえ、改めて明確化した課題の解決を図り、長期ビジョン策定時に描いた成長軌道への回復を目指すべく、2028年8月期を最終年度とする「中期経営計画2028」を策定し、「収益性の改善」と「売上・利益の成長回帰」を図る事業戦略と「PBR及びROEの改善」を図る財務戦略により、長期ビジョン実現のマイルストーンとした「VISION2030」の目標達成に向け、成長の加速と企業価値向上を目指してまいります。

[事業戦略]

・収益性の改善

当社グループにおきましては、依然として実需向けの戸建住宅事業が大きなウエイトを占めており、なかでも建売住宅を中心とする分譲部門への依存度が高い状態が続いております。当期においては、実需向け住宅販売の苦戦を受け、売上高・利益ともに大きく低迷いたしました。こうした事業特性を踏まえ、在庫の量的・質的な適正化に取り組むとともに、組織面・ガバナンス面での体制強化を進めてまいりました。

これらを背景として、まずは戸建住宅事業における利益水準の回復に努めてまいります。また、建売住宅を最終商品としつつ、宅地や規格型注文住宅等を組み合わせたプロダクトミックスの改善により提案力を強化し、在庫回転期間の短縮を図ってまいります。さらに、現在当社が展開している国内4商圏（首都圏・中部圏・関西圏・九州圏）における事業拡大に向けて、グループや組織の再編に取り組み、成長加速に向けた体制整備を進めてまいります。

- ・売上・利益の成長回帰

現在、中部圏・首都圏に提供が限定されている規格型注文住宅や、BizFill System™が提供する木造集合住宅などの請負型事業を、関西圏・九州圏に展開することにより、収益力の拡大を図ってまいります。同様に、不動産流通事業についても同エリアにおける事業規模を拡大し、国内４商圏で総合不動産サービスを展開することで、深耕を図り、成長力の拡大を目指してまいります。

また、国内４商圏で総合不動産サービスを提供していくために、現存する経営リソースを適正に配置し、グループ経営の効率化を追求しながら、人財の獲得と育成によって人財基盤の拡充を図りつつ、必要に応じてM&Aを視野に入れながら経営基盤の強化にも努めてまいります。

[財務戦略]

- ・PBR及びROEの改善

当社のPBRは1.0倍を大きく下回る水準で推移しており、その要因は、資本コストを上回る収益性（ROE）を十分に実現できていないことにありと分析しております。

このため、財務健全性を担保する自己資本水準の維持を前提としつつ、事業戦略の推進によって実現する利益の拡大や利益率の改善を通じて、資本コストを安定的に上回る水準のROE実現を目指してまいります。合わせて連結資産・経営リソースの効率化、コーポレート・ガバナンスの強化に加え、積極的なIR活動や収益性改善を背景とした株主還元の充実等の施策を通じて、資本コストの抑制を図り、PBR及び企業価値の向上に努めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第33期 (2022年8月期)	第34期 (2023年8月期)	第35期 (2024年8月期)	第36期 (当連結会計年度) (2025年8月期)
受 注 高	51,793	58,213	73,769	67,423
売 上 高	58,753	58,161	71,021	69,270
経 常 利 益	2,420	1,962	919	1,146
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,870	1,234	589	639
1 株当たり当期純利益	131円21銭	86円43銭	41円12銭	44円39銭
総 資 産	60,683	70,863	67,375	71,081
純 資 産	26,887	27,623	27,750	28,022
1 株 当 た り 純 資 産	1,884円98銭	1,932円02銭	1,935円46銭	1,941円57銭

(10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
サンヨーベストホーム株式会社	100	100	マンションの企画・販売
株式会社巨勢工務店	80	100	建築工事、土木工事の請負
ジェイテクノ株式会社	230	100	建築工事、土木工事及び 管工事の請負
株式会社宇戸平工務店	40	100	建築工事の請負
五朋建設株式会社	17	100	戸建住宅の設計・施工・販売
株式会社アバンティア不動産	65	100	不動産仲介、中古販売
株式会社プラスワン	35	100	リフォーム 不動産仲介、不動産売買
株式会社D r e a m T o w n	70	100	不動産売買 戸建住宅の設計・施工
株式会社ドリームホーム	10	100	不動産売買、仲介等
株式会社ネクストライフデザイン	10	100	戸建住宅の設計・施工・販売
株式会社プロバンクホーム	100	99	戸建住宅の設計・施工・販売 不動産売買、仲介等

- (注) 1. 株式会社プロバンクホームは、2025年1月15日付で増資を行い、資本金が増加しております。
2. 株式会社D r e a m T o w nは、2025年5月20日付で増資を行い、資本金が増加しております。
3. 2025年6月1日を効力発生日として、株式会社サンヨー不動産を存続会社、株式会社アバンティア不動産を消滅会社とする吸収合併を行うとともに、同日付で商号を株式会社アバンティア不動産に変更しております。
4. 当社は、2025年8月21日開催の取締役会の決議に基づき、2025年9月30日を効力発生日として、株式会社巨勢工務店の全株式を株式会社柄谷工務店に譲渡しております。

(11) 主要な事業内容

- ① 戸建住宅の設計・施工・販売
- ② マンションの企画・販売
- ③ 建築工事、土木工事及び管工事の請負
- ④ 中古不動産の再生販売
- ⑤ リフォーム工事の請負
- ⑥ 不動産仲介、賃貸等

(12) 主要な事業所

	事業所名	所在地
当 社	本 社	名古屋市中区錦
	名古屋オフィス	名古屋市緑区潮見が丘
	中川オフィス	名古屋市中川区中島新町
	春日井オフィス	愛知県春日井市瑞穂通
	長久手オフィス	愛知県長久手市井堀
	豊田オフィス	愛知県豊田市下林町
	四日市オフィス	三重県四日市市北浜田町
	丸の内オフィス	東京都千代田区丸の内
	新宿オフィス	東京都新宿区西新宿
	市川オフィス	千葉県市川市八幡
	横浜支店	神奈川県横浜市西区高島
	福岡オフィス	福岡市中央区梅光園

	会 社 名	所 在 地
子会社	サンヨーベストホーム株式会社	名古屋市熱田区白鳥
	株式会社巨勢工務店	兵庫県西宮市生瀬町
	ジェイテクノ株式会社	名古屋市天白区井の森町
	株式会社宇戸平工務店	三重県津市久居寺町
	五朋建設株式会社	静岡市駿河区曲金
	株式会社アバンティア不動産	名古屋市長区潮見が丘
	株式会社プラスワン	三重県津市淡見町
	株式会社D r e a m T o w n	京都市下京区四条通油小路西入藤本寄町
	株式会社ドリームホーム	京都市下京区四条通油小路西入藤本寄町
	株式会社ネクストライフデザイン	福岡市城南区長尾
	株式会社プロバンクホーム	東京都新宿区西新宿

(13) 従業員の状況

① 企業集団の状況

区 分	従 業 員 数		前連結会計年度末比増減	
戸建住宅事業	435名	(44名)	7名増	(4名増)
マンション事業	17名	(1名)	3名減	(－)
一般請負工事事業	84名	(21名)	10名減	(4名減)
不動産流通事業	3名	(－)	5名減	(－)
その他の事業	36名	(1名)	7名減	(1名増)
合 計	575名	(67名)	18名減	(1名増)

(注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託、契約社員、パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の状況

従業員数		前期末比増減		平均年齢	平均勤続年数
249名	(26名)	57名増	(1名増)	37.1歳	7.9年

(注) 1. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託、契約社員、パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 前期末と比べて57名増加しておりますが、その主な理由は、連結子会社への出向解除及び連結子会社からの転籍によるものです。

(14) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高（百万円）
株式会社あいち銀行	4,658
株式会社十六銀行	2,472
三井住友信託銀行株式会社	2,189
株式会社関西みらい銀行	2,104
株式会社三菱UFJ銀行	1,949
株式会社三十三銀行	1,754
株式会社大垣共立銀行	1,743
京都中央信用金庫	1,666
株式会社名古屋銀行	1,349
信金中央金庫	1,242

(注) 株式会社愛知銀行は、2025年1月1日付で株式会社中京銀行と合併し、商号を株式会社あいち銀行に変更いたしました。

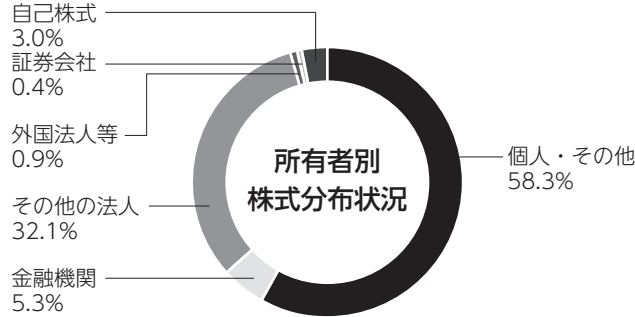
(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 25,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,884,300株
(自己株式451,856株を含む)
- ③ 当事業年度末の株主数 42,280名



(2) 大株主の状況（上位10位）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社ＳＫエイト	4,030,400	27.92
沢田 康成	328,800	2.27
ＡＶＡＮＴＩＡはなみずき持株会	198,500	1.37
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	192,000	1.33
株式会社十六銀行	160,000	1.10
株式会社ＬＩＸＩＬ	144,000	0.99
株式会社あいち銀行	136,000	0.94
海老澤 孝樹	131,500	0.91
ＡＶＡＮＴＩＡ従業員持株会	115,634	0.80
松井建設株式会社	101,800	0.70

(注) 1. 当社は、自己株式を451,856株保有しておりますが、上記大株主には含んでおりません。
2. 持株比率は、自己株式（451,856株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	82,800株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注） 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	沢 田 康 成	
取締役	岡 本 亮	開発本部長
取締役	樋 口 昭 二	管理本部長
取締役	海 老 澤 孝 樹	東京本部長 株式会社プロバンクホーム代表取締役社長
取締役	木 呂 場 岳	営業本部長
取締役	湯 原 悦 子	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授 名古屋市再犯防止推進会議座長 豊田市再犯防止推進委員会委員長 知多地域権利擁護支援センター理事 NPO法人くらし応援ネットワーク顧問 豊田市養護者による高齢者虐待に係る再発防止等検討委員会委員長 日本ケアラー連盟理事
取締役	松 島 穰	日本エコシステム株式会社代表取締役社長 学校法人聖徳学園評議員 O T S 株式会社代表取締役 公益財団法人松島スポーツ財団代表理事
取締役	加 藤 徹 朗	税理士法人青葉会代表社員 O R C A コンサルティング株式会社代表取締役 株式会社シナ忠代表取締役 株式会社 a g r i c o e u l e s 代表取締役 株式会社中明勇貴会計事務所代表取締役 株式会社 A O B A 代表取締役
取締役	長 野 聡	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所所属弁護士 内藤証券株式会社社外監査役
常勤監査役	横 山 達 郎	
監査役	川 崎 修 一	弁護士法人久屋総合法律事務所代表パートナー弁護士 株式会社 C C T 代表取締役 愛知大学大学院法務研究科教授 名古屋市住居の不良堆積物対策審議会委員 株式会社立飛ホールディングス社外監査役 株式会社 S D S ホールディングス社外取締役監査等委員 愛西市公平委員会委員 経営革新等支援機関 日本取締役協会専門会員
監査役	中 村 昌 弘	公益財団法人名銀グリーン財団評議員 尾張旭市公平委員会委員 学校法人東海学園理事 J S B テック株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役湯原悦子、松島穰、加藤徹朗、長野聡の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役川崎修一、中村昌弘の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役湯原悦子、松島穰、加藤徹朗、長野聡の4氏及び監査役川崎修一、中村昌弘の両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 監査役中村昌弘氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 久田英伸氏は、2024年11月27日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の責任に関し、善意でかつ重大な過失がないときには、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する「役員等賠償責任保険（D&O保険）」契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用が補填されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなどの一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 当事業年度に係る報酬等の額

役 員 区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（社外取締役を除く）	224,147千円	168,235千円	55,912千円	6名
監査役（社外監査役を除く）	10,818千円	10,818千円	－	1名
社外取締役	18,000千円	18,000千円	－	4名
社外監査役	7,200千円	7,200千円	－	2名
合 計	260,166千円	204,254千円	55,912千円	13名

- (注) 1. 2024年11月27日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記の譲渡制限付株式報酬に係る報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。

② 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2019年11月27日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会後引き続き在任する取締役及び監査役に対しでは、制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。なお、当事業年度に支給した退職慰労金はありません。

③ 非金銭報酬等に関する事項

取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るため、また、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対し、譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の交付状況は「2.(3)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1997年3月28日開催の臨時株主総会において年額500,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。（当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名）

また、2019年11月27日開催の第30回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度（以下「制度Ⅰ」といいます。）を導入し、制度Ⅰに基づき譲渡制限付株式を付与するための報酬として、金銭報酬とは別枠で、年額300,000千円以内の金銭報酬債権を支給することにつき、ご承認いただいております。（当該株主総会終結時点での取締役（社外取締役は除く）の員数は6名）

また、2023年11月29日の第34回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることに加え、当社の業績と取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として、一定期間の業績目標の達成度に応じて当該期間の終了後に譲渡制限付株式を付与する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「制度Ⅱ」といいます。）を導入すること、及び制度Ⅰの報酬枠に代えて制度Ⅰと制度Ⅱ合わせて年額500,000千円以内の金銭報酬債権を支給することにつき、ご承認いただいております。（当該株主総会終結時点での取締役（社外取締役は除く）の員数は4名）

なお、当社の監査役の金銭報酬の額は、1997年3月28日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。（当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名）

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年10月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 取締役の報酬制度・水準に関する基本方針

当社の取締役の報酬は、多様で優秀な人財の確保と成長を促し、魅力的かつ競争力のある水準であること、中長期的な企業価値向上と株主価値増大へのインセンティブを高める制度、構成とする。

社外取締役を除く取締役の報酬は、業務執行の対価としての金銭による基本報酬と株主との利害を共有し、長期的な企業価値向上のインセンティブを高めるための株式報酬により構成し、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、金銭による固定報酬のみとする。

株式報酬には、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等を定めることとし、株価上昇を含む長期的な企業価値向上への貢献に対するインセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬並びに単年度及び中期経営計画等の評価期間における業績、経営計画等の達成度に連動する業績連動型譲渡制限付株式報酬とする。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の各取締役の基本報酬は、年俸の12等分による月例の固定報酬とし、事業年度ごとにその役位、職責並びに会社業績等に応じ、外部調査機関による他社の役員報酬水準や当社従業員の給与水準等を総合的に勘案し、指名報酬委員会にて審議し、取締役会に答申を行う。取締役会は、指名報酬委員会の答申内容に基づき、その報酬内容等について決議を行う。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

社外取締役を除く取締役に支給する非金銭報酬としての株式報酬は、以下の二種類とする。

a 譲渡制限付株式報酬

事前交付型の譲渡制限付株式報酬とし、その譲渡制限期間は在任もしくは在職の間とする。各取締役が付与する譲渡制限付株式数は、指名報酬委員会の答申に基づき決定された各取締役の月例の固定報酬額と当社取締役会の決議により定められた譲渡制限付株式報酬内規（役位係数等）に基づき算定される金銭債権額と当該株式の発行または処分に関する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値により決定し、当該取締役会決議の日より一か月以内に支給することとする。

b 業績連動型譲渡制限付株式報酬

事後交付型の業績連動型譲渡制限付株式報酬とし、評価期間中の業績の達成度に応じ、譲渡制限付株式の形で交付する。指名報酬委員会における諮問及び答申を経て、取締役会において基準となる対象取締役ごとの基準報酬金額、業績評価期間並びに業績評価期間中の業績指標及びその目標値を定めて、業績評価期間終了後に当該業績目標の達成度に応じて算定される額の報酬額に相当する数の当社の普通株式を交付することとする。

二. 個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等の種類別の割合については、現在の報酬体系並びに種類ごとの報酬額の決定方針等から定めないこととする。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

取締役湯原悦子氏は、日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授、名古屋市再犯防止推進会議座長、豊田市再犯防止推進委員会委員長、知多地域権利擁護支援センター理事、NPO法人くらし応援ネットワーク顧問、豊田市養護者による高齢者虐待に係る再発防止等検討委員会委員長及び日本ケアラー連盟理事を兼職しております。

取締役松島穰氏は、日本エコシステム株式会社代表取締役社長、学校法人聖徳学園評議員、OTS株式会社代表取締役及び公益財団法人松島スポーツ財団代表理事を兼職しております。

取締役加藤徹朗氏は、税理士法人青葉会代表社員、ORCAコンサルティング株式会社代表取締役、株式会社シナ忠代表取締役、株式会社agricoeules代表取締役、株式会社中明勇貴会計事務所代表取締役及び株式会社AOBA代表取締役を兼職しております。

取締役長野聡氏は、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所所属弁護士及び内藤証券株式会社社外監査役を兼職しております。

監査役川崎修一氏は、弁護士法人久屋総合法律事務所代表パートナー弁護士、株式会社ＣＣＴ代表取締役、愛知大学大学院法務研究科教授、名古屋市住居の不良堆積物対策審議会委員、株式会社立飛ホールディングス社外監査役、株式会社ＳＤＳホールディングス社外取締役監査等委員、愛西市公平委員会委員、経営革新等支援機関及び日本取締役協会専門会員を兼職しております。

監査役中村昌弘氏は、公益財団法人名銀グリーン財団評議員、尾張旭市公平委員会委員、学校法人東海学園理事及びＪＳＢテック株式会社社外取締役を兼職しております。

当社と上記各兼職先との間には重要な取引及び特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数 (出席率)	監査役会 出席回数 (出席率)	発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	湯原 悦子	13/13回 (100%)	－	大学教授としての専門的な知識をはじめとする様々な分野に関する知見を活かし、高齢者や若者、女性などの多様な観点から経営全般にわたり、客観的な立場で発言を行っております。また、指名報酬委員会委員を務め、取締役の指名報酬決定等に係る適切な意見や提言を述べるなど、重要な役割を果たしています。
取締役	松島 穰	13/13回 (100%)	－	上場企業経営者としての多角的な見識や豊富なマネジメントの経験に基づき、経営全般にわたり、客観的な立場で発言を行っております。また、指名報酬委員会委員長として、取締役の指名報酬決定等に係る適切な意見や提言を述べるとともに、各委員の意見をまとめ、委員長としての責務を果たしています。
取締役	加藤 徹朗	13/13回 (100%)	－	税理士として財務・会計に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識に基づき、財務及び会計に関する幅広い範囲にわたり、客観的な立場で発言を行っております。また、指名報酬委員会委員を務め、取締役の指名報酬決定等に係る適切な意見や提言を述べるなど、重要な役割を果たしています。
取締役	長野 聡	10/10回 (100%)	－	豊富な経済・金融分野における知見と、弁護士としての高度な専門性を活かし、実践的かつ多角的な視点から、当社の経営及びコーポレート・ガバナンス等に対して的確な発言を行っております。また、指名報酬委員会委員を務め、取締役の指名報酬決定等に係る適切な意見や提言を述べるなど、重要な役割を果たしています。
監査役	川崎 修一	13/13回 (100%)	15/15回 (100%)	弁護士としての専門知識及び大学院教授としての幅広い見識に基づき、法令及び法務に関する幅広い範囲にわたり、取締役会において、客観的な立場で発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス態勢等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	中村 昌弘	13/13回 (100%)	15/15回 (100%)	金融機関における長年の業務経験及び会社経営者としての豊富な専門知識と経験に基づき、財務会計及び経営全般にわたり、取締役会において、客観的な立場で発言を行っております。また、監査役会において、子会社を含めたガバナンス体制、意思決定のあり方等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 取締役長野聡氏は、2024年11月27日開催の第35回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。なお、取締役長野聡氏の就任後の取締役会の開催回数は10回であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

誠栄有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検証した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社並びに子会社からなる企業集団の業務の適正を確保する体制の整備に関する基本方針を取締役会の決議により以下のとおり定めております。

当社は、基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努める。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ロ. 監査役は、代表取締役及び業務を執行する取締役がその職務の執行状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを確認するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視する。
- ハ. A V A N T I A グループ企業行動指針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を制定し、役職員が法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、役職員教育等を行う。コンプライアンス・リスク管理委員会の委員長は代表取締役社長が務める。
- ニ. コンプライアンス体制の充実及びコーポレートガバナンス強化の観点から、コンプライアンス・リスク管理室を設置し、当社のコンプライアンス体制の構築・運用状況を調査し、その結果を定期的に取り締役に報告する。また、コンプライアンス・リスク管理室はコンプライアンス・リスク管理委員会を所管する。
- ホ. 内部監査室は、法令及び社内規程に従って業務が適切に運用されているかを監査する。監査結果については、定期的に取り締役に報告する。
- ヘ. 法令等の遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行える手段として内部通報制度を設置・運営する。監査役会は係る通報の直接受付機能を果たすこととする。この場合、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。重要な通報については、監査役会は、その内容と会社の対処状況、対処結果について、取締役会に開示し、周知徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 業務執行に係るリスクを認識・評価し適切なリスク対応を行うため、リスク管理規程を定め、コンプライアンス・リスク管理委員会が全社的なリスク管理体制の整備・構築を行う。
- ロ. コンプライアンス・リスク管理委員会は、定期的に担当部門の責任者より各部門に内在するリスク管理の状況について報告を受け、全社的なリスク管理の進捗状況についての管理を行う。
- ハ. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況の監査を通じ、その結果をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。
- ニ. コンプライアンス・リスク管理室は、各部門のリスク管理体制状況を調査し、その結果を代表取締役へ報告するとともに、定期的に取り締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会を取り締役会規程に基づき開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。また、随時発生する課題に対処するため、適時、臨時取締役会を開催する。
- ロ. 執行役員制度を採用し、取締役の監視のもとで、業務の分担、責任の明確化、業務執行の効率化、迅速化を図る。
- ハ. 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ニ. 中期経営計画と年次計画を策定し、取締役会への業績報告等を通じて、取締役会がその実行・実績の管理を行う。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社の定める関係会社管理規程に基づき、当社企業集団における業務の適正を確保する。また、子会社の業務の執行は、各社における社内規程に従って実施し、内部監査室は、業務が実効的かつ適正に行われているかどうかを監査する。
 - ロ. 当社は、関係会社管理規程に基づき連絡会議を開催し、子会社の経営内容を的確に把握するとともに業務執行状況を監視する。
 - ハ. コンプライアンス・リスク管理室は、子会社の経営が実効的かつ適正に行う体制になっているかを調査する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 当社は監査役のための監査役スタッフを置くことができる。
 - ロ. 監査役スタッフの異動、昇格・降格、報酬、懲罰等に係る決定を行う場合には、常勤監査役の同意を要するものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告をするものとする。
 - ロ. 監査役は、取締役会のほか、コンプライアンス・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求め、書類の提示を求めることができるものとする。
 - ハ. 監査役に報告を行った者は当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない。
 - ニ. 監査役は、監査の実施にあたり、顧問弁護士、会計監査人、コンプライアンス・リスク管理室及び内部監査室と緊密な連携を保ちながら監査の実効性を確保する。
 - ホ. 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに会社は当該費用を処理する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価及び有効性向上のための取り組みを行う。

⑨ 反社会的勢力との関係遮断に関する事項

- イ. 当社及び子会社からなる企業集団は、「A V A N T I Aグループ企業行動指針」に「市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的団体／勢力に対して常に毅然とした態度で対応し、その脅威には屈しません」と明記し、反社会的勢力排除に向けた基本方針として周知徹底する。
- ロ. 反社会的勢力への対応を統轄する部署を設け、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに関係部門と協議し対応するとともに、警察等関係機関と連携する等、組織的に対応を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組みの状況

当社は、「経営理念」、「長期ビジョン」、「ミッション」、「A V A N T I Aグループ企業行動指針」を説明した資料を全役職員に通知するとともに、期初に全社員を集めた総会を開催し、周知徹底を図っております。

コンプライアンス・リスク管理委員会を定期開催して、コンプライアンス体制の整備及び強化に努めております。また、当社及びグループ各社役職員を対象としてコンプライアンス研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスマインドの醸成を図っております。

内部通報取扱規程に基づき、監査役会及び社内から独立した外部弁護士事務所を内部通報窓口として設けております。また、内部通報があった場合、監査役会は内部通報の状況について確認を行うとともに、取締役会にその運用状況の報告を行っております。

コンプライアンス体制の強化及び先を見越したリスク管理体制の整備を図るため、コンプライアンス・リスク管理室が、財務報告に係る内部統制、業務の適正を確保する体制等を主眼に状況調査を行い、その内容を取締役会に報告しております。

内部監査室は、事業所及び子会社の監査を行い、監査結果を取締役会などに報告しております。

② 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社及びグループ全体の横断的なリスク管理を行っております。

③ 取締役の職務の執行の効率性を確保する取り組みに関する状況

当事業年度に取締役会を13回開催し、経営上重要な事項について審議し決議しており、また、取締役は職務の執行状況を取締役会に定期的に報告しております。

- ④ 当社グループにおける業務の適正を確保する取り組みの状況
当社役員及びグループ会社社長を構成員とするグループ社長会を開催し、各社の業務状況の報告を通じて、適切に指導、管理を行っております。
- ⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保する取り組みの状況
監査役は、取締役会など重要な会議に出席し、また、定期的に代表取締役と経営全般に関し、意見交換を行っております。さらに、稟議書などを常時閲覧し、監査の実効性の向上を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、中長期的な企業価値最大化によって株主に帰属する利益を増大させ、持続的な株主価値向上を実現することを利益還元に関する基本方針とし、事業活動により獲得した利益は、当社の成長ステージに応じたバランスで適切に分配してまいります。

内部留保につきましては、事業規模、業容拡大に必要な事業資金として、また、M&Aや人財育成、商品開発等の先行投資資金として活用していくことで、更なる収益力の向上を図り、持続的な企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様に対する利益還元につきましては、業績や事業環境、中期的な経営戦略等を総合的に勘案しながら、連結配当性向25%程度かつ1株当たり年間配当金の下限を38円として、業績に連動した利益還元を行い、長期的かつ安定的な配当の維持に努めてまいります。

なお当社は、剰余金の配当等について、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。また、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

当期末の配当金につきましては、1株につき19円とさせていただきます。これにより、中間配当金1株につき19円と合わせまして、年間配当金は1株につき38円となりました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	61,148,568	流 動 負 債	30,277,350
現 金 預 金	18,275,884	支払手形・工事未払金等	2,407,988
受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産	2,471,801	短 期 借 入 金	21,865,934
販 売 用 不 動 産	18,958,515	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	50,000
開 発 事 業 等 支 出 金	18,958,696	1年内返済予定の長期借入金	3,042,042
未 成 工 事 支 出 金	1,963,361	未 払 法 人 税 等	473,277
材 料 貯 蔵 品	7,692	契 約 負 債	1,034,042
そ の 他	512,617	賞 与 引 当 金	177,396
固 定 資 産	9,933,189	完成工事補償引当金	18,739
有形固定資産	7,248,854	株 式 給 付 引 当 金	27,208
建 物 ・ 構 築 物	1,851,307	そ の 他	1,180,721
車 両 運 搬 具	35,441	固 定 負 債	12,781,867
土 地	5,262,594	社 債	365,000
そ の 他	99,512	長 期 借 入 金	11,969,526
無形固定資産	1,017,993	そ の 他	447,340
の れ ん	885,753	負 債 合 計	43,059,218
ソ フ ト ウ エ ア	113,666	純 資 産 の 部	
そ の 他	18,572	株 主 資 本	27,827,631
投資その他の資産	1,666,341	資 本 金	3,732,673
投 資 有 価 証 券	559,260	資 本 剰 余 金	2,956,636
繰 延 税 金 資 産	328,412	利 益 剰 余 金	21,557,397
そ の 他	778,668	自 己 株 式	△419,075
資 産 合 計	71,081,758	その他の包括利益累計額	193,965
		その他有価証券評価差額金	193,965
		非支配株主持分	942
		純 資 産 合 計	28,022,540
		負 債 純 資 産 合 計	71,081,758

連結損益計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

科目		金額	
売上高			69,270,817
売上原価			60,155,661
売上総利益			9,115,156
販売費及び一般管理費			7,801,610
営業利益			1,313,545
営業外収益			
受取利息		1,499	
受取配当金		15,009	
受取事務手数料		40,913	
不動産取得税還付金		76,813	
雑収入		118,520	252,756
営業外費用			
支払利息		378,377	
支払手数料		17,158	
雑損失		24,379	419,915
経常利益			1,146,386
特別利益			
固定資産売却益		365	
資産除去債務戻入益		9,139	
その他		254	9,759
特別損失			
固定資産売却損		139	
固定資産除却損		35,582	
その他		2,719	38,441
税金等調整前当期純利益			1,117,705
法人税、住民税及び事業税		531,982	
法人税等調整額		△53,597	478,384
当期純利益			639,320
非支配株主に帰属する当期純損失			△125
親会社株主に帰属する当期純利益			639,446

連結株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,732,673	2,970,828	21,464,588	△506,720	27,661,369
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△546,637		△546,637
親会社株主に帰属する 当期純利益			639,446		639,446
自己株式の処分		△14,123		87,644	73,521
連結子会社の増資による 持分の増減		△68			△68
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△14,191	92,809	87,644	166,261
当連結会計年度末残高	3,732,673	2,956,636	21,557,397	△419,075	27,827,631

	その他の包括利益累計額	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当連結会計年度期首残高	89,174	－	27,750,544
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△546,637
親会社株主に帰属する 当期純利益			639,446
自己株式の処分			73,521
連結子会社の増資による 持分の増減			△68
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	104,791	942	105,734
当連結会計年度変動額合計	104,791	942	271,995
当連結会計年度末残高	193,965	942	28,022,540

貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	34,229,848	流動負債	15,072,970
現金預金	11,200,353	工事未払金	292,079
完成工事未収入金	5,588	短期借入金	11,404,320
販売用不動産	9,637,850	1年内返済予定の長期借入金	2,255,856
開発事業等支出金	9,783,368	未払金	116,207
未成工事支出金	457,925	未払費用	271,277
材料貯蔵品	1,993	未払法人税等	197,156
前払費用	39,949	契約負債	214,328
短期貸付金	1,802,907	預り金	202,492
未収入金	1,228,662	賞与引当金	79,086
立替金	54,211	完成工事補償引当金	2,060
その他	17,039	株式給付引当金	27,208
		その他	10,896
固定資産	11,930,886	固定負債	7,814,600
有形固定資産	5,347,129	長期借入金	7,512,100
建物	1,291,578	預り保証金	96,593
構築物	29,309	資産除去債務	103,899
車両運搬具	19,300	その他	102,007
工具器具・備品	77,157		
土地	3,929,784	負債合計	22,887,570
無形固定資産	88,347	純資産の部	
借地権	4,108	株主資本	23,119,295
商標権	2,657	資本	3,732,673
ソフトウェア	74,399	資本剰余金	2,956,704
電話加入権	7,181	資本準備金	2,898,621
投資その他の資産	6,495,409	その他資本剰余金	58,083
投資有価証券	403,124	自己株式処分差益	58,083
関係会社株式	4,222,782	利益剰余金	16,848,992
長期貸付金	1,022,178	利益準備金	109,802
差入保証金	605,115	その他利益剰余金	16,739,190
繰延税金資産	230,649	別途積立金	14,710,000
その他	11,560	繰越利益剰余金	2,029,190
		自己株式	△419,075
資産合計	46,160,735	評価・換算差額等	153,869
		その他有価証券評価差額金	153,869
		純資産合計	23,273,164
		負債純資産合計	46,160,735

損益計算書
(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

科目										金額	
高	事	工	成	上	完	売				35,861,770	
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の		
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の		
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の	31,701,327	
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の		
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の		
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の	4,160,443	3,690,077
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の		
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の		
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の	1,060,186	227,336
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の		
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の		
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の	9,139	31,522
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の		
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の		
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の	1,280,833	76,248
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の		
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の		
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の	1,204,585	
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の		
高	上	等	業	の	の	の	の	の	の		

株主資本等変動計算書
(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金
			自己株式 処分差益			別途積立金
当期首残高	3,732,673	2,898,621	72,206	2,970,828	109,802	14,710,000
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の処分			△14,123	△14,123		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	△14,123	△14,123	－	－
当期末残高	3,732,673	2,898,621	58,083	2,956,704	109,802	14,710,000

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,371,242	16,191,044	△506,720	22,387,826	59,326	22,447,153
当期変動額						
剰余金の配当	△546,637	△546,637		△546,637		△546,637
当期純利益	1,204,585	1,204,585		1,204,585		1,204,585
自己株式の処分			87,644	73,521		73,521
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					94,542	94,542
当期変動額合計	657,947	657,947	87,644	731,468	94,542	826,011
当期末残高	2,029,190	16,848,992	△419,075	23,119,295	153,869	23,273,164

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月20日

株式会社A V A N T I A
取締役会 御中

誠栄有限責任監査法人
愛知県名古屋市中区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森 本 晃 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 林 真 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社A V A N T I Aの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A V A N T I A及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年8月21日開催の取締役会において、会社の連結子会社である株式会社巨勢工務店の株式について、会社が保有する全てを、株式会社柄谷工務店に譲渡することを決議し、2025年9月16日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
 - ・さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月20日

株式会社 A V A N T I A
取締役会 御中

誠栄有限責任監査法人
愛知県名古屋市中区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森 本 晃 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 林 真 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 A V A N T I A の2024年9月1日から2025年8月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年8月21日開催の取締役会において、会社の連結子会社である株式会社巨勢工務店の株式について、会社が保有する全てを、株式会社柄谷工務店に譲渡することを決議し、2025年9月16日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
- ・さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 誠栄有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 誠栄有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月21日

株式会社 A V A N T I A 監査役会

常勤監査役 横 山 達 郎 ㊞

監 査 役 川 崎 修 一 ㊞

監 査 役 中 村 昌 弘 ㊞

(注) 監査役 川崎修一、監査役 中村昌弘は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主メモ

事業年度 毎年9月1日から翌年8月31日まで

定時株主総会 11月

基準日 定時株主総会・期末配当金／8月31日
中間配当金／2月末日
その他必要がある場合は、あらかじめ公告して臨時に定めます。

売買単位 100株

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話照会先 0120-782-031(フリーダイヤル) 平日9:00～17:00
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店（コンサルティングオフィス・コンサルプラザを除く）で行っております。

公告方法 電子公告 当社ウェブサイト(<https://avantia-g.jp/corp/>)に掲載
(ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。)

住所変更のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座を開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

株主総会会場のご案内

日時 2025年11月27日(木曜日) 午前10時

会場 [ホテルメルパルク名古屋 2階瑞雲東]名古屋市東区葵 3-16-16 電話 052-937-3535(代表)



株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

交通のご案内

地下鉄東山線	千種駅 1番出口	徒歩約1分
JR中央本線	千種駅 1番出口	徒歩約1分
地下鉄桜通線	車道駅 3番出口	徒歩約2分

会場

※当日は会場の駐車場の混雑が予想されますので、公共の交通機関をご利用ください。

お体が不自由な株主さま、障がいをお持ちの株主さまへ

駐車場から株主総会会場までバリアフリーとなっております。

また、車椅子の方がご利用いただけるお手洗いや準備しております。

なお、車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等が必要な場合には、事前にご連絡をお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。
右図を読み取ってください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

